

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表(第一条関係)

新

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜六略

七 多機能型 第七十九条の指定生活介護の事業、第四百四十二条の指定自立訓練(機能訓練)の事業、第五百五十二条の指定自立訓練(生活訓練)の事業、第六百六十二条の指定就労移行支援の事業、第七百七十三条の指定就労継続支援A型の事業、第八百八十六条の指定就労継続支援B型の事業、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。)第四条の指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第六十五条の指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第七十一条の七の指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第七十二条の指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(管理者)

第七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職

旧

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜六略

七 多機能型 第七十九条の指定生活介護の事業、第四百四十二条の指定自立訓練(機能訓練)の事業、第五百五十二条の指定自立訓練(生活訓練)の事業、第六百六十二条の指定就労移行支援の事業、第七百七十三条の指定就労継続支援A型の事業、第八百八十六条の指定就労継続支援B型の事業、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。)第四条の指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第五十五条の指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第六十五条の指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第七十一条の七の指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第七十二条の指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(管理者)

第七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職

務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十六条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 略

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

三 五略

(居宅介護計画の作成等)

第二十七条 1略

2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二十六第二項の指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付しなければならない。

3・4 略

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第三十一条 1 3略

4 指定居宅介護事業所のサービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十六条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 略

二 四略

(居宅介護計画の作成等)

第二十七条 1略

2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3・4 略

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第三十一条 1 3略

(管理者)

第四十六条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第五十一条 1～6略

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法第四十二条第二号の医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十三条第三項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項の指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項の指定入所支援をいう。次項及び第五十三条第三項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十号。第五十三条第三項において「指定入所施設基準条例」という。）第五十三条に規定する人員の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第七条第二項の指定発達支援医療機関をいう。以下この項において同じ。）の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみ

(管理者)

第四十六条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第五十一条 1～6略

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第二号の医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十三条第三項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項の指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項の指定入所支援をいう。次項及び第五十三条第三項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十号。第五十三条第三項において「指定入所施設基準条例」という。）第五十三条に規定する人員の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第六条の二の二第三項の指定発達支援医療機関をいう。以下この項において同じ。）の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たしている

なすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第五十九条 1略

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4略

(療養介護計画の作成等)

第六十条 1略

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5略

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

ものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第五十九条 1略

2・3略

(療養介護計画の作成等)

第六十条 1略

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7| サービス管理責任者は、第五項の療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、書面により利用者の同意を得なければならない。

8| サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

9・10略

11| 第二項から第八項までの規定は、第九項の療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第六十一条 1略

2| サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第八十条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 略

二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から

(3)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、

6| サービス管理責任者は、第四項の療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、書面により利用者の同意を得なければならない。

7| サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8・9略

10| 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第六十一条 略

第八十条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 略

二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）

イ 理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)か

それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とすること。

(1)～(3)略

ロ 略

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

二 略

三 略

2・3 略

4 第一項第二号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 略

(指定短期入所の取扱方針)

第六十六条 1 略

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 略

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第二百二十条 1 略

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

ら(3)までに掲げる数とすること。

(1)～(3)略

ロ 略

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

二 略

三 略

2・3 略

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 略

(指定短期入所の取扱方針)

第六十六条 1 略

2・3 略

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第二百二十条 1 略

3・4略

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第百二十一条 1略

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならぬ。

3・4略

(準用)

第百二十三条 第十条から第二十二條まで、第二十四條、第二十九條、第三十條、第三十一條第四項、第三十四條(第一項及び第二項を除く。)から第四十三條まで及び第六十八條の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二條」とあるのは「第百二十二條」と、第二十一條第二項中「次條第一項」とあるのは「第百二十三條において準用する次條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百二十三條において準用する第二十二條第二項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第百四十三條 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
- イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とすること。

2・3略

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第百二十一条 1略

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならぬ。

3・4略

(準用)

第百二十三條 第十条から第二十二條まで、第二十四條、第二十九條、第三十條、第三十四條(第一項及び第二項を除く。)から第四十三條まで及び第六十八條の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二條」とあるのは「第百二十二條」と、第二十一條第二項中「次條第一項」とあるのは「第百二十三條において準用する次條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百二十三條において準用する第二十二條第二項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第百四十三條 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とすること。

口 略

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とすること。

二 略

二 略

2・3 略

4 第一項第一号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 略

（準用）

第四百九十九条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条及び第八十七条の二から第九十四条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四百九十九条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第四百四十九条において準用する前条」と、第七十七条第二項

口 略

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とすること。

二 略

二 略

2・3 略

4 第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 略

（準用）

第四百九十九条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条及び第八十七条の二から第九十四条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四百九十九条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第四百四十九条において準用する前条」と、第七十七条第二項

第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第四百四十九条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百四十九条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第四百四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第四百四十九条の二の二 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項の指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項の指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第二十九項の介護医療院をいう。）である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第百五十条第二号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第百十条の指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第四百四十九条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百四十九条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第四百四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第五十条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百五十条の三の病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第二百六条の特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第五十条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百六条の特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

#### 四 略

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第五十条の三 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて当該イ又はロに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

イ 利用者の数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練

三 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

#### 四 略

(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一年以上確保されていること。

ロ 利用者の数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

三 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第二百五十九条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百四十七条及び第四百四十八条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第一百五十九条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第一百五十七条第一項から第四項まで」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第五十七条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百五十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第一百五十九条において準用する前条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とある

(準用)

第二百五十九条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百四十七条及び第四百四十八条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第一百五十九条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第一百五十七条第一項から第四項まで」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第五十七条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百五十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第一百五十九条において準用する前条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とある

のは「第百五十九条において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第百五十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十二条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十七条、第八十八条から第九十四条まで、第百四十六条、第百四十七条及び第百五十七条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百七十二条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二条において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百七十二条において準用する第百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第百七十二条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百七十二条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百七十二条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百七十二条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第百七十二条において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第

のは「第百五十九条において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第百五十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百七十二条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十七条、第八十八条から第九十四条まで、第百四十六条、第百四十七条及び第百五十七条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百七十二条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二条において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百七十二条において準用する第百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第百七十二条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百七十二条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百七十二条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百七十二条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第百七十二条において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第

一項中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、  
第五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受  
ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決  
定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）が」と、同条第二項中「  
支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定  
める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定  
める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（準用）

第九十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三  
条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第  
四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十  
条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十八  
条から第九十四条まで、第四百四十六条、第四百四十七条、第八十  
六条及び第八十一条から第八十三条までの規定は、指定就労継続支援  
B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第  
三十二条」とあるのは「第九十条において準用する第九十一条」と、  
第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十条において準  
用する第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二  
項」とあるのは「第九十条において準用する第四百四十六条第二項」と  
、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十条において  
準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援  
B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援  
B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十条において  
準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とある  
のは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」  
とあるのは「第九十条において準用する第二十条第一項」と、同項

一項中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、  
第五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受  
ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決  
定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）が」と、同条第二項中「  
支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定  
める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定  
める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（準用）

第九十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三  
条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第  
四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十  
条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十八  
条から第九十四条まで、第四百四十六条、第四百四十七条及び第八十一  
条から第八十三条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について  
準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるの  
は「第九十条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中  
「次条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第四百四十六  
条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第  
百九十条において準用する第四百四十六条第二項」と、第五十九条第一  
項中「次条第一項」とあるのは「第九十条において準用する次条第一項  
」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六  
十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六  
十一条中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と、  
第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援  
B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九  
十条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七

三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と、第九十八条第六項中「賃金及び第三項の工賃」とあるのは「第九十八条第一項の工賃」と、第九十八条第一項中「第九十五条」とあるのは「第九十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十四条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条(第一項を除く。)、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第七十条、第七十二条、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第九十六条(第一項を除く。)、第九十七条、第九十八条第六項、第九十一条から第九十三条まで及び第九十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第九十六条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する第九十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「

」とあるのは「第九十条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と、第九十八条第一項中「第九十五条」とあるのは「第九十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十四条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条(第一項を除く。)、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第七十条、第七十二条、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第九十六条(第一項を除く。)、第九十七条、第九十一条から第九十三条まで及び第九十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第九十六条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する第九十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十四条にお

「第九十四条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十四条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十四条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第八十条第六項中「賃金及び第三項の工賃」とあるのは「第九十三条第一項の工賃」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第九十四条の六 1略

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(実施主体)

第九十四条の七 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

(従業者の員数)

第九十四条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のと

いて準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十四条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十四条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十四条」とあるのは「第九十四条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第九十四条の六 略

第九十四条の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(実施主体)

(従業者の員数)

第九十四条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のと

おりとする。

一 略

二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が六十以下 一以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が三十以下 一以上

(2) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 略

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第二十条第三項の指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第一条第十一号の指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項の相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

おりとする。

一 略

二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 略

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項の指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号の指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

5・6略

第百九十四条の十七 削除

（定期的な訪問等による支援）

第百九十四条の十八 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

第百九十四条の二十 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第百九十四条の六、第百九十四条の

3・4略

（実施主体）

第百九十四条の十七 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第百九十四条の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

第百九十四条の二十 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第百九十四条の六、第百九十四条の

十及び第九十四条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十四条の二十において準用する第九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の二十において準用する次条第一項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の二十において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

第九十五条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（入退居）

第九十八条の二 1・2略

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。

4 略

十及び第九十四条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十四条の二十において準用する第九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の二十において準用する次条第一項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

第九十五条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（入退居）

第九十八条の二 1・2略

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 略

(指定共同生活援助の取扱方針)

第九十八條の五 1略

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 5略

(サービス管理責任者の責務)

第九十八條の六 1略

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第九十八條の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第二百一条の二の九において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助

(指定共同生活援助の取扱方針)

第九十八條の五 1略

2 4略

(サービス管理責任者の責務)

第九十八條の六 略

事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(協力医療機関等)

第二百条の四 1・2略

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項の第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)(との間で、新興感染症(同条第七項の新型インフルエンザ等感染症、同条第八項の指定感染症又は同条第九項の新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(準用)

第二百一条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十七条、第九十条、第九十二条、第九十四条及び第一百五十七条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百

(協力医療機関等)

第二百条の四 1・2略

(準用)

第二百一条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十六条、第七十七条、第九十条、第九十二条、第九十四条及び第一百五十七条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあ

九十九条の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九十八条の四第二項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百一条」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第二百一条の二 前各節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営の基準

るのは「第百九十九条の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九十八条の四第二項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百一条」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第二百一条の二 前各節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営の基準については、この節に定めるところによる。

については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百一条の二の二 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(地域との連携等)

第二百一条の二の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公

(基本方針)

第二百一条の二の二 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(協議の場の設置等)

第二百一条の二の九

表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第八十九条の第三項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第二項の規定による報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第二百一条の二の十 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十七条、第九十条、第九十二条、第九十四条、第九十五条の二、第九十八条の二から第九十九条の六まで及び第九十九条の三から第二百条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十九条の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」と

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の第三項の協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第二百一条の二の十 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十六条、第七十七条、第九十条、第九十二条、第九十四条、第九十五条の二、第九十八条の二から第九十九条の六まで及び第九十九条の三から第二百条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十九条の三」と、第二十一条第二項中「次

あるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十八条の四第二項」と、第六十条及び第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百一条の二の十」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第二百一条の四の協力医療機関及び協力歯科医療機関」と、第五百五十七条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第二百一条の二の十一 第一節から第四節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百一条の十二において読み替えて準用する第六十条の外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第二百一条の四第一項において「基本サービス」という。

条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十八条の四第二項」と、第六十条及び第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百一条の二の十」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第二百一条の四の協力医療機関及び協力歯科医療機関」と、第五百五十七条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第二百一条の二の十一 第一節から第四節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百一条の十二において読み替えて準用する第六十条の外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第二百一条の四第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居室介護事業者（以下

）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営の基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第二百一条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第二百一条の十二 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十七条、第九十条、第九十二条、第九十四条、第五十七条の二、第九十八條の二から第九十九條の二まで及び第二百一条の二から第二百条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第百

「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営の基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第二百一条の三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第二百一条の十二 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十六条、第七十七条、第九十条、第九十二条、第九十四条、第九十八條の二、第九十九條の二から第九十九條の二まで及び第二百一条の二から第二百条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において

九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百一條の十二において準用する第九十八條の四第二項」と、第六十條及び第七十七條第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「第二百一條の十二において準用する第五十五條第一項」と、同項第三号中「第六十七條」とあるのは「第二百一條の十二において準用する第九十條」と、同項第四号から第六号までの規定中「次條」とあるのは「第二百一條の十二」と、第九十四條第一項中「前條の協力医療機関」とあるのは「第二百一條の十二において準用する第二百一條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」と、第五百五十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十九條第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第二百二條 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事

準用する第九十八條の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百一條の十二において準用する第九十八條の四第二項」と、第六十條及び第七十七條第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「第二百一條の十二において準用する第五十五條第一項」と、同項第三号中「第六十七條」とあるのは「第二百一條の十二において準用する第九十條」と、同項第四号から第六号までの規定中「次條」とあるのは「第二百一條の十二」と、第九十四條第一項中「前條の協力医療機関」とあるのは「第二百一條の十二において準用する第二百一條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」と、第五百五十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十九條第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第二百二條 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六條の指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指

業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第八十条第六項、第四百十三条第六項及び第七項、第五百五十三条第六項、第六百六十三条第四項並びに第七百七十四条第四項（第八十七号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を、常勤でなければならないものとする。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第八十条第一項第三号及び第七項、第四百十三条第一項第二号及び第八項、第五百五十三条第一項第三号及び第七項、第六百六十三条第一項第三号及び第五項並びに第七百七十四条第一項第二号（第八十七号において準用する場合を含む。）及び第五項（第八十七号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないものとする。

一・二略

（従業者の員数）

第二百七条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のと

定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第八十条第六項、第四百十三条第六項及び第七項、第五百五十三条第六項、第六百六十三条第四項並びに第七百七十四条第四項（第八十七号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を、常勤でなければならないものとする。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第八十条第一項第三号及び第七項、第四百十三条第一項第二号及び第八項、第五百五十三条第一項第三号及び第七項、第六百六十三条第一項第三号及び第五項並びに第七百七十四条第一項第二号（第八十七号において準用する場合を含む。）及び第五項（第八十七号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所とみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないものとする。

一・二略

（従業者の員数）

第二百七条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のと

おりとする。

一・二略

三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。） 一以上

四〇六略

2 前項第三号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4略

（管理者）

第二百八条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（準用）

第二百十條 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条第二項、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十三条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条（第十号を除く

おりとする。

一・二略

三 理学療法士又は作業療法士（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。） 一以上

四〇六略

2 前項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4略

（管理者）

第二百八条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

（準用）

第二百十條 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条第二項、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十三条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条（第十号を除く

。及び第九十二条から第九十四条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第九十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十四条第二項及び第三項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百四十六條第二項及び第三項並びに第二百十条第四項において準用する第五百十七條第二項及び第三項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十四条第二項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百四十六條第二項並びに第二百十条第四項において準用する第五百十七條第二項」と、第三十七條第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十二条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」と

。及び第九十二条から第九十四条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第九十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十四条第二項及び第三項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百四十六條第二項及び第三項並びに第二百十条第四項において準用する第五百十七條第二項及び第三項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十四条第二項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百四十六條第二項並びに第二百十条第四項において準用する第五百十七條第二項」と、第三十七條第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十二条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」と

あるのは「第二百十条第一項において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百十条第一項」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5略

#### 附 則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第二条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第八十条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

一・二略

2 略

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第六条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第二百一条又は第二百一条の十二において準用する第六十条の規定を適用する場合には、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第四条に定める期間内に附則第五条第一項の住宅等に移行すること」と、同条第五項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

あるのは「第二百十条第一項において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百十条第一項」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5略

#### 附 則

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第二条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第八十条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

一・二略

2 略

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第六条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第二百一条又は第二百一条の十二において準用する第六十条の規定を適用する場合には、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第四条に定める期間内に附則第五条第一項の住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第十四条 第九十九條第三項及び第二百一條の二の七第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分命令第一条第五号の区分四、同条第六号の区分五又は同条第七号の区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第九十九條第三項及び第二百一條の二の七第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分命令第一条第五号の区分四、同条第六号の区分五又は同条第七号の区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

3 略  
一・二略

第十四条 第九十九條第三項及び第二百一條の二の七第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分命令第一条第五号の区分四、同条第六号の区分五又は同条第七号の区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第九十九條第三項及び第二百一條の二の七第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分命令第一条第五号の区分四、同条第六号の区分五又は同条第七号の区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

3 略  
一・二略